

令和3年9月30日

保護者の皆さま

県立宝塚高等学校長

緊急事態宣言解除後の学校の対応について

日頃より本校教育活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

本県に発出されていましたが緊急事態宣言が今月末をもって解除されることとなりました。

しかしながら、感染が収束したわけではありません。第6波も予想されていますので、県の方針に従い、下記のとおり感染防止に引き続き取り組みまして、教育活動を行って参ります。各ご家庭におかれましても、基本的な感染防止対策と健康管理を、引き続き徹底していただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 教育活動

(1) 学校に持ち込まない対策

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえでを行います。

なお、県の通知により、部活動においては学校関係者以外の方（保護者、OB等）の参加は、緊急事態措置実施区域解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）までは見合わせることにしています。これに準じて、10月8日（金）の体育祭についても、3年生の保護者および育友会役員のみの入場とさせていただきます（雨天の時は10月12日（火））。ご理解いただきますようお願いいたします。

(2) 感染拡大させない対策

- ①生徒本人や同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）は登校させないでください。
- ②換気、身体的距離の確保や手洗いなどの指導を徹底します。
- ③食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わないよう指導をしています。
- ④登下校時のバス乗車についてはマスク着用、手指消毒の指導をしています。
- ⑤学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守し、本人及び家族に発熱等の症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しないでください。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底してください。

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。

- ①活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
- ②部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。

(2) 学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の方（保護者、OB等）の参加は、県の緊急事態措置実施区域解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）までは見合わせます。

(3) 県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）及び合宿（県内を含む）は、県の緊急事態措置実施区域解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）までは見合わせます。その後は、実施先の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ実施します。

なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可とします）。

3 その他

悩みの相談窓口は、学校（学年、担任、保健室、カウンセリング等）の他に「SNS悩み相談」があります（<https://pref-hyogo.school-sign.jp/>）。相談時間は17時～21時です。